

令和6年第 1回
総 会
1月

白井市農業委員会会議録

令和6年1月5日 開会

令和6年1月5日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年1月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和5年度第6次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

2月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 1月23日火曜日
- ・事前審査会(案) 1月30日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総 会(案) 2月 6日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 新年あけましておめでとうございます。

委員の皆様には、今後ともよろしくお願いいたします。

1月1日の能登沖地震の今日現在の死者数が84名ということで、御冥福をお祈りいたします。

また、農地に関しても、多分田んぼの配管等に破損があるので、もしかしたら田んぼあたりができない可能性もあるのかなと考えております。

白井市におかれましても、首都直下型地震が20年以内に来ると思われましますので、そのときは田んぼの配管等が破損の恐れがあると思いますので、気をつけてくださいとは言えませんが、それなりの頭に入れておいてもらいたいと思います。

また、インフルエンザも何かはやっておりますので、委員の皆様におかれましては、健康面を管理していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和6年1月定例総会を開催いたします。

次に、本日の議事録署名人を指名いたします。

議事録署名人は、1番、海老原菊夫委員、2番、増田道恵委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、木字屋敷下字向字野口下の3筆になります。

地目は畑。

地積は合計で2,711平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおり。

申請事由は所有権移転で持分を全部移転するものでございます。

2番は1番と同じ土地になりまして、木字屋敷下字向字野口下の3筆です。

地目は畑。

地積は合計で2,711平方メートル。

権利者は記載のとおり。

義務者も記載のとおりです。

申請事由は所有権移転で持分を全部移転するものでございます。

以上になります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中村会長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

山崎正司委員。

山崎正司委員 農業委員1班班長、山崎です。それでは、議案第1号、3条申請に関わる調査報告を行います。

資料は1番、2番です。

当日は双方の代理人の方が出席されました。

申請地は市役所から北西から北北西に500メートルから900メートルに位置しております。

申請地の現状ですが、露地野菜やリンゴなどが栽培されております。

進入路についても、市道、私道、隣接する農地の方からの御厚意で確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している農機具は貨物自動車、トラクター、耕運機、動力噴霧器等、農機具はそろっております。

労働力は、権利者本人が公務員をしているため、年間60日程度、同居する母親が農業に従事しているとのことです。

そして、現在所有している農地は全て賃貸借も含め効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

今回の申請は、亡くなった父親の弟、妹、つまり権利者のおじ、おばと共有名義になっている申請地を所有権移転するということで、問題はないと思われます。

以上、全ての調査結果から本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1 番、2 番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

議案1のほうの権利者及び義務者と会って、お話を聞いてきました。

権利者の家は義務者の実家に当たります。義務者の親が死んだときに、兄弟で共有名義にしたのですけれども、権利者が、おじさんに当たるのですが、義務者が、お願いしてという話をしたら、じゃあ、実家に返そうということで同意してくれたということです。

また、議案2号の義務者なののですけれども、この人も議案1号の義務者と兄弟で、実家へ返すということで同意して、了承してということです。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1 番、2 番について、関連がありますので、一括して採決を行います。許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字根字大山口の1筆です。

地目は畑。

地積は、1,718平方メートルの内582.18平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、農地転用で駐車場とするためでございます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

山崎正司委員。

山崎正司委員 1班班長の山崎です。それでは、議案第2号、4条申請についての調査報告を行います。

資料は3番です。

当日は、建設会社の方が代理人として出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所から西に2.5キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、第2種農地として判断いたしました。

転用目的ですが、現在、申請地の隣に保育園として貸していますが、前面道路の歩道拡張により駐車場の一部が歩道になったため駐車場が減ってしまい、隣接している今回の申請地に新たに駐車場の拡張を行い、駐車場の確保、近隣の路駐の防止、園児、保護者、職員の安全を確保したいということです。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場ということですが、申請面積は582.18平方メートルであり、事業計画との関係においては面積妥当と思われます。

資金は自己資金で賄う計画で、許可後は速やかに事業に着手すると思われます。

周辺農地への支障ですが、雨水は敷地内浸透処理をし、隣地との境界にはブロックフェンス設置により土砂流出の防止を図るので特に問題はないということです。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないと思われます。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら説明をお願いいたします。

1 番について、最適化推進委員の押田勝巳委員、お願いいたします。

押田勝巳委員 推進委員の押田です。

申請人に電話で連絡して、申請上がっているのですけれども相違ないですかということを確認しました。

駐車場狭くなって、周りに駐車場を造ることなので。

土地の所有者は保育園のほうもそうですけれども、申請地も所有者は一緒なのです。

それで、実質経営は保育園のほうでやっていますけれども、どちらにしても貸していますので、一応それ申請、間違いなく上げているので、よろしくお願いしますとのことでした。

また、本人と会えなかったのは、ちょっと具合が悪くて病院にいたので、直接会えなかったので、一応電話で確認しましたということで、よろしくお願いしますとのことでした。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第4条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1 番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、1 番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

3ページを御覧ください。

議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、令和4年法律第56号、附則第5条第1項の規定により、別紙のとおり令和5年度第6次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和6年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和5年度第6次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、根字下郷谷の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は1,315平方メートル。

設定する権利は、種類が使用貸借。

内容が普通畑。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は125アールで、今回は更新になります。

以上でございます。

中村会長 農用地利用集積計画については、事前審査会の対象外でございますので審査班長の報告はございません。

また、1番については更新ですので、地区担当委員の説明はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第3号 令和5年度第6次農用地利用集積計画の決定についてを承認することに可決いたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より、説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

6ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和6年1月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

7ページを御覧ください。

こちらは、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

8ページを御覧ください。

こちらは、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4番、報告・協議事項の(2)その他になります。

2月の事前審査会、総会の日程について。

申請の締切りが1月23日火曜日、事前審査会が1月30日火曜日。

第2班になりまして、午前9時から本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が、令和6年2月6日火曜日、午後4時から本庁舎2階、災害対策室2、3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人